

【占用許可申請書と行為許可申請書の違い】

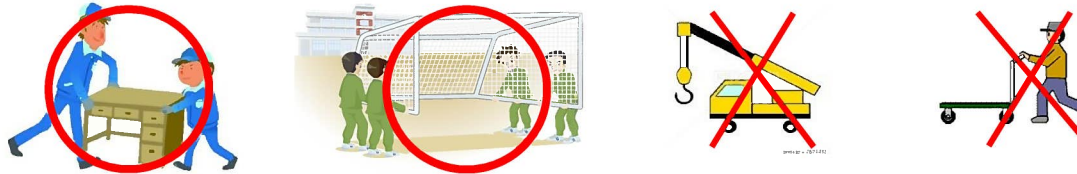
【仮設工作物の定義】

下記に定義するもの以外の工作物

【仮設工作物ではないものの定義】

- ・ 工作物を設置後、設置した物を動かす際に解体することなく、そのまま人力（※）で容易に搬出できるもの
- ・ 車両

※人力とは・・・クレーン車や台車等を使わずに、人の力のみで動かすことができる



| | | |
|--|--|--|
| <p>占 用 許 可 申 請</p> | <p>仮設工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やぐら ・ ステージ ・ 大型エア遊具 ・ 大型テント ・ 仮設トイレ | |
| <p>行 為 許 可 申 請</p> | <p>仮設工作物ではないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キッチンカー ・ 露店 ・ 仮設テント ・ 椅子、机 ・ タープ ・ カラーコーン ・ カメラ台 ・ ロープ ・ マット ・ 看板 ・ 仮設照明 | |